

これまでも これからも このまちで



日高信用金庫

理事長 **大沼 孝司**

ごあいさつ

皆さまには、平素より日高信用金庫の業務運営に関し、格別のご支援・ご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。

今年度も当金庫の経営内容や業務活動などをより正しく皆さまにご理解いただくため、「ひだかしきんレポート2022」を作成いたしましたので、ご高覧いただければ幸いに存じます。

令和3年度におきましては、当金庫にとって大きな節目となります創立100周年を迎えました。大正10年の設立から長きにわたり当金庫を支えていただきました地域の皆さまへ感謝の意を表すため、各種記念事業を準備して参りましたが、コロナ禍の影響もあり一部の記念事業の実施に終わりました。

今後におきましても、地域の皆さまと厚い信頼関係を築いていくため、地域金融機関として金融仲介機能の発揮や地域経済を支えて行くための継続的な取組みに注力して参ります。

さて、地域内経済につきましては、昨年度に引き続き新型コロナウイルス感染症によって、地域の各種イベントの延期・中止が相次ぐなど、管内の景況感は上向かず、特に飲食業やサービス業を中心に依然として先行きが不透明な状況にあります。

また、ロシアによるウクライナへの侵攻が長期化することで金融市場も不安定な状況が続き、さらには原油価格の高騰や物価の上昇も相まって、地元取引先の経営環境に影響を与えております。

そのような中においても、管内の基幹産業の一つである軽種馬生産業は、サラブレッド競り市での年間売却額が総額で145億円と3年連続で最高記録を更新するなど好調を維持する結果となりました。

一方の漁業は、秋サケ漁の開始とともに、北海道では赤潮が発生し、秋サケやウニ、ツブ等へ大規模な漁業被害をもたらしました。漁場回復には長期的な対応となることから、地域経済への影響が懸念されています。

このような経済環境のもと、当金庫の令和3年度の業績は、皆さまのご支援によって、預金積金残高は1,531億円、貸出金残高888億円となり事業計画目標を上回ることができました。収支面についても、経常収益は21億81百万円、当期純利益は3億49百万円となり増収・増益の決算となりました。

経営体力・健全性を示す自己資本比率は、貸出金の増加などを要因として前期比0.22ポイント低下の14.89%となりましたが、自己資本額は前年比3億31百万円増加の113億97百万円と順調に積み上がっており、皆さまにはご安心していただける経営内容となっております。

最後になりますが、令和4年度は当金庫にとって新たな100年に向けてスタートする年度となります。これからも、地元の信用金庫としてお客さまの期待に応えるべく、役職員一同地域の活性化や持続的発展に貢献できるよう最大限努力していく所存でありますので、皆さまには倍旧のご支援とご愛顧を賜りますようお願い申し上げます。

令和4年7月

日高信用金庫と地域社会

“ひだかしんきん”は、
地域経済、文化・社会の活性化に向け
積極的に取組んでおります。

貸出金
相談・支援サービス



地域のお客さまへのご融資について

お客さまからお預入いただいた預金積金につきましては、お客さまの様々な資金ニーズに応え、地域経済の活性化に資するため、円滑な資金供給を行う形でお客さまや地域社会に還元しております。

貸出金残高 888億円 預貸率 58.02%

地域貢献活動

詳細は18～20ページをご覧ください。

金融仲介機能の提供にとどまらず、文化、環境、教育といった面も視野に入れ、広く地域社会の活性化に向け積極的に取組んでおります。



日高信用金庫

常勤役員数：130名 店舗数：8店舗

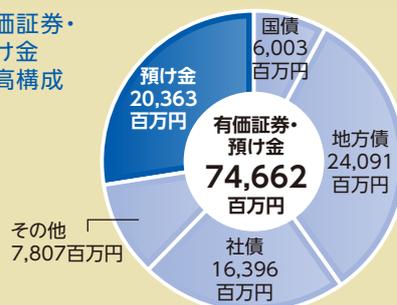
- 業務純益：4億90百万円
- 自己資本額：113億97百万円
- 当期純利益：3億49百万円
- 自己資本比率：14.89%

ご融資以外の運用について

当金庫は、お客さまの預金をご融資による運用の他に有価証券による運用も行っております。有価証券運用は、国債、地方債、政府保証債などを中心にリスクに配慮した運用に努めております。この他、信金中央金庫定期預金等への預入により流動性リスクにも十分配慮しております。

有価証券運用 542億円 預証率 35.45%

■ 有価証券・預け金残高構成



当金庫は、日高・十勝南部に位置する9町および胆振、石狩の7市2町を営業区域として、地元の中小企業や住民が会員となって、お互いに助け合い、お互いに発展して行くことを共通の理念として運営されている相互扶助型の金融機関です。

地元のお客さまからお預かりした大切な預金は、地元で資金を必要とするお客さまに融資を行って、事業や生活の繁栄のお手伝いをするとともに、地域社会の一員として地元の中小企業者や住民との強い絆とネットワークを形成し、地域経済の持続的発展に努めております。

会員の
皆さま

会員数
9,944名

出資金
3億60百万円

出資金・預金積金

お客さまのご預金について

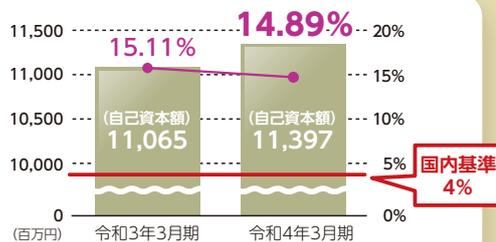
お客さまからお預かりした大切な預金は、皆さまから信頼をいただいている証であります。お客さまの大切な財産の運用に際し、安全確実に、気軽にご利用いただけるよう、目的や期間に応じて各種預金を取り揃えております。

預金積金等残高 **1,531億円**
(譲渡性預金含む)

創立100周年記念事業フォトコンテスト理事長賞「桜と馬」
撮影者：富田 信子氏

自己資本比率について

金融機関の健全性を示す自己資本比率は14.89%となっており、国内基準4%を大きく超える水準を維持しております。

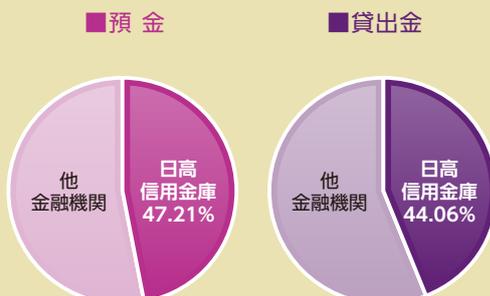


地区内シェア

地元金融機関として地域の皆さまに安心してご利用いただいております。

営業区域(新冠郡から広尾郡)の銀行、信用金庫、信用組合におけるシェアです。

※本部・札幌支店の計数は含んでおりません。



当金庫が指定金融機関となっている地域自治体

浦河郡浦河町

様似郡様似町

幌泉郡えりも町

※計数は令和4年3月末現在

令和3年度事業概況

① 事業方針

当金庫は、「地域にとってなくてはならない信用金庫」の経営理念にもとづき、持続性のある金庫経営の確立、地域密着型金融の一層の強化、利用者重視と地域貢献に軸足を置いた業務を展開して参りました。

具体的には、新長期経営計画「ひだかしんきん『支援力の強化と変革への挑戦』3カ年計画」の初年度として、信用金庫が持つ「独自性」を発揮し、営業基盤の維持・強化を図りつつ、収益力を強化するための重点課題を「①支援力の強化」、「②人材力の強化」、「③収益力の強化」、「④営業力の強化」、「⑤内部管理態勢の強化」として定め、地域の持続的発展に貢献するために、地元でその存在価値を一層高めて行くことに取組んで参りました。

② 金融経済環境

令和3年度は、依然として新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策の影響から、社会活動が制限される状況が続き、飲食業やサービス業を中心に大打撃を受けています。

更には、令和4年2月のロシアによるウクライナ侵攻によって、金融市場も不安定な状況が続き、原材料の高騰など世界経済への影響とともに、取引先の経営環境の悪化が懸念されています。

このような中でも、管内の基幹産業の一つである軽種馬生産業は、サラブレッド競り市で年間売却額が総額145億円と前年の127億円を大きく上回り、最高額を更新しました。また、5年連続で総額100億円の大台を超えており、好調を維持する結果となりました。一方の漁業では、秋サケ漁の開始と同時期に、北海道では過去に例を見ない赤潮が発生し、秋サケやウニ等への大規模な漁業被害をもたらしました。その被害額は76億円を超え、漁場回復までは長い期間と支援が必要となり、地域経済への長期的な影響が懸念されています。

③ 業績

このような経営環境の下で、令和4年3月末の預金積金等残高は153,131百万円、前期に対して2,352百万円、1.56%の増加となりました。また、貸出金残高につきましては、88,861百万円、前期に対し4,277百万円、5.05%の増加となりました。

収支面では増収・増益となりました。経常収益は2,181百万円、前期に対し19百万円、0.91%の増加となり、経常費用は1,823百万円、前期に対し59百万円、3.35%増加しました。この結果、経常利益は357百万円(対前期比39百万円減少)、当期純利益は349百万円(対前期比76百万円増加)となりました。

最近5年間の主要な経営指標の推移

	単位	平成30年3月期	平成31年3月期	令和2年3月期	令和3年3月期	令和4年3月期
経常収益	千円	2,007,961	2,100,976	2,234,688	2,161,401	2,181,272
経常利益	千円	478,228	398,949	323,973	397,191	357,788
当期純利益	千円	350,236	271,676	199,162	272,761	349,715
出資総額	百万円	353	356	357	359	360
出資総口数	千口	7,079	7,124	7,144	7,186	7,219
純資産額	百万円	12,166	12,613	12,201	12,389	11,942
総資産額	百万円	136,799	142,802	145,579	164,321	165,838
預金積金等残高	百万円	123,022	128,612	132,088	150,778	153,131
貸出金残高	百万円	56,453	63,898	72,502	84,583	88,861
有価証券残高	百万円	54,909	56,431	53,155	55,338	54,298
単体自己資本比率	%	23.86	20.20	16.78	15.11	14.89
出資に対する配当金 (出資1口当たり)	円	2	2	2	2	2.5
役員数	名	14	14	14	14	14
うち常勤役員数	名	7	7	7	7	7
職員数	名	117	113	121	124	123
会員数	名	9,141	9,317	9,426	9,710	9,944

令和4年度事業計画 [経営計画]

ひだかしんきん『支援力の強化と変革への挑戦』 中間年度計画
～課題解決による地域経済の力強い回復を目指して～

基本方針

地域金融機関として、お取引先の資金繰り支援、事業継続支援を徹底し、地域経済の回復に貢献するとともに、会員・お客さま、地域が抱える課題解決に尽力することで、厚い信頼関係の構築を目指す。

これまで以上に、地域に目を向けた業務運営とするため、お取引先、地域の課題に真摯に向き合い解決へと導ける人材の育成並びに地域を支えていくために必要となる収益力の強化を図る。

具体的には、①人材力の強化、②支援力の強化、③収益力の強化、④営業力の強化、⑤内部管理態勢の強化を重点課題として、長期経営計画の中間年度を推進していきます。

重点課題

1 人材力の強化

最大の資源は「人材」と位置づけ、経営理念や地域金融機関としての社会的役割を理解し、お客さまや地域の課題解決に向けて取組んで行ける人材を育成する。

2 支援力の強化

少子高齢化や人口減少などの地域の恒常的な問題やコロナの影響から地域経済は衰退している。これまで以上にお客さま、地域に寄り添った伴走型支援を実践していく。

3 収益力の強化

地域経済が縮小していくと予想される中、将来にわたって安定的に収益を確保していくための体制を強化する。

4 営業力の強化

当金庫の強みである「足」を使った営業活動を進化させ、課題解決・新規取引先の拡大に向けた営業活動への転換を図っていく。

5 内部管理態勢の強化

業務の健全性、適切性を確保し、地域社会からの信用を維持していくため、コンプライアンス態勢、リスク管理態勢の強化を図る。

役員・組織図 / 主要な事業の内容

役員

(令和4年6月17日現在)

理事長	大沼 孝司	理事	小嶋 仁 ^(※1)
専務理事	南 未美	理事	野畑 直高 ^(※1)
常務理事	新保 雄司	理事	木村 春夫 ^(※1)
常務理事	山本 宏一	理事	濱中 和行 ^(※1)
常勤理事	原口 広	常勤監事	中居 知哉
常勤理事	川村 学	監事	幌村 司
理事	菊地 竹勇 ^(※1)	員外監事	河村 一夫 ^(※2)

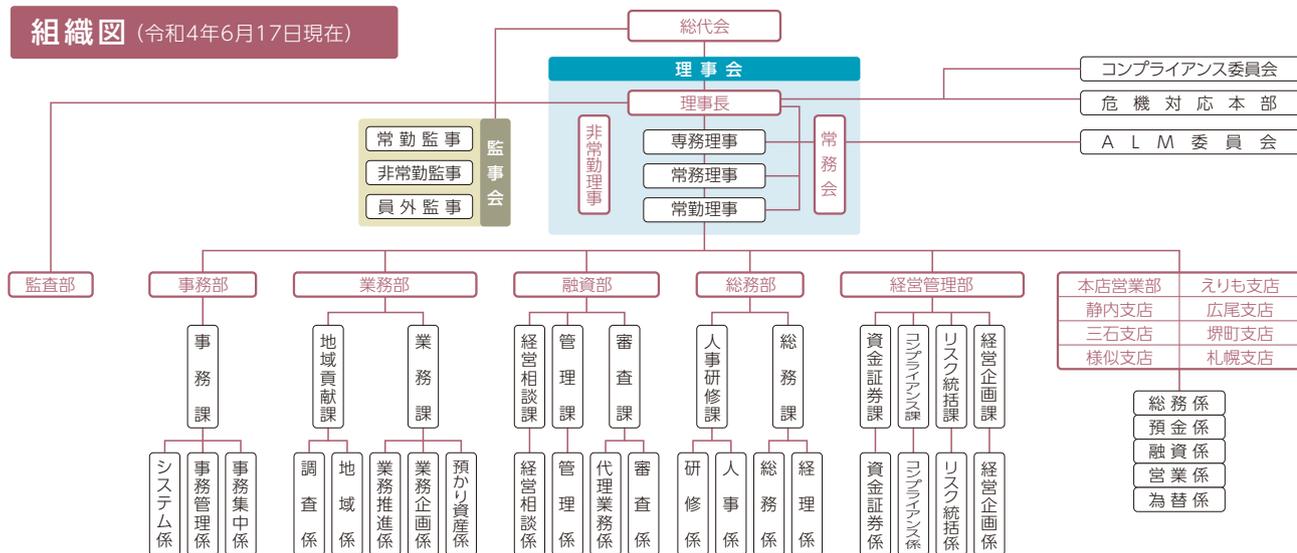
※1 理事 菊地 竹勇、小嶋 仁、野畑 直高、木村 春夫、濱中 和行は、信用金庫業界の「総代会の機能向上策等に関する業界申し合わせ」に基づく職員外理事です。

※2 監事 河村 一夫は、信用金庫法第32条第5項に定める員外監事です。

理事会・監事会の開催

理事会は令和3年度中9回開催され、経営に関する諸課題について審議されました。監事会は令和3年度中9回開催され、決算状況、理事の職務執行等の監査が厳格に行われました。なお、監事はすべての理事会に出席しております。

組織図 (令和4年6月17日現在)



主要な事業の内容

- 預金及び定期積金の受入れ
- 資金の貸付け及び手形の割引
- 為替取引
- 上記1～3の業務に付随する次に掲げる業務その他の業務
 - 債務の保証又は手形の引受け
 - 有価証券(5)に規定する証書をもって表示される金銭債権に該当するもの及び短期社債等を除く。)の売買(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)又は有価証券関連デリバティブ取引(投資の目的をもってするものに限る。)
 - 有価証券の貸付け
 - 国債証券、地方債証券若しくは政府保証債券(以下「国債証券等」という。)の引受け(売出しの目的をもってするものを除く。)並びに当該引受けに係る国債証券等の募集の取扱い及びはね返り玉の買取り
 - 金銭債権の取得又は譲渡及びこれに付随する業務(除く商品投資受益権証書の取得・譲渡に係る付随業務)
 - 短期社債等の取得又は譲渡

- 次に掲げる者の業務の代理
 - 株式会社日本政策金融公庫
 - 独立行政法人住宅金融支援機構
 - 独立行政法人北方領土問題対策協会
 - 独立行政法人農林漁業信用基金
 - 農業信用基金協会
 - 漁業信用基金協会
 - 独立行政法人中小企業基盤整備機構
 - 一般社団法人しんさん保証基金
 - 一般社団法人全国石油協会
 - 独立行政法人福祉医療機構
 - 独立行政法人労働者退職金共済機構
- 次に掲げる者の業務の代理又は媒介(内閣総理大臣が定めるものに限る。)
 - 金庫(信用金庫及び信用金庫連合会)
- 国、地方公共団体、会社等の金銭の収納その他金銭に係る事務の取扱い
- 有価証券、貴金属その他の物品の保護預り
 - 振替業
 - 両替
 - デリバティブ取引(有価証券関連デリバティブ取引に該当するものを除く。)であって信

- 信用金庫法施行規則で定めるもの(5)に掲げる業務に該当するものを除く。)
- 国債証券、地方債証券、政府保証債券その他の有価証券について金融商品取引法により信用金庫が営むことのできる業務(上記4により行う業務を除く。)
- 法律により信用金庫が営むことのできる業務
 - 保険業法(平成7年法律第105号)第275条第1項により行う保険募集
 - 当せん金付証券法により行う宝くじ業務
 - 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成13年法律第26号)の定めるところにより、高齢者居住支援センターからの委託を受けて行う債務保証の申込の受付及び保証債務履行時の事務等(債務の保証の決定及び求償権の管理回収業務を除く。)
 - 電子記録債権法(平成19年法律第102号)第58条第2項の定めるところにより、電子債権記録機関の委託を受けて行う電子債権記録業に係る業務

内部統制について

当金庫では、業務の健全性および適切性を確保し、地域社会からの信用を維持することにより、「地域にとってなくてはならない信用金庫」としての存在価値をより一層高めていかなければならないと考えております。そのためにも、万全なコンプライアンス態勢のもと、統合的なリスク管理態勢を構築し、適正な収益を確保していくために内部統制の基本方針を制定しております。

この基本方針には、以下の体制作りについて規定しております。

- ① 理事及び職員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
 - ② 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 - ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ④ 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ⑤ 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
 - ⑥ 監事の職務を補助すべき職員の理事からの独立性及び当該職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
 - ⑦ 理事及び職員が監事に報告をするための体制
 - ⑧ 監事への報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
 - ⑨ 監事の職務の執行について生じる費用の前払い又は償還の手続その他の職務の執行について生じる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
 - ⑩ その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- ※「内部統制」とは、「企業不祥事等の発生を防止し、企業価値を高めるために、経営者が社内をコントロールする仕組み」のことをいいます。

コンプライアンス(法令等遵守)

当金庫は、創業以来一貫して「地域にとってなくてはならない信用金庫」であることを経営理念として、地域住民の皆さまのご支援をいただきながら業務活動を行って参りました。

金融機関には地域への社会的責任と公共的使命があり、透明、公正なより開かれた経営、地域企業への支援、利用者の利便性向上などの実践、また法令等を厳格に遵守していくことが強く求められています。

こうしたことから当金庫では、コンプライアンス(法令等遵守)態勢の更なる深化を経営の最重要課題とし、単にルール・法令を遵守し、違法行為を行わないという基本的姿勢から、いかに優良な、より発展した組織をつくり上げるかという積極的な姿勢の中にコンプライアンスを位置付け、「日高信用金庫行動綱領」を定めるとともに、法令等遵守のための各種研修、コンプライアンス自己評価、「Compla」誌発行、法令等遵守の手引書を全役職員に配布するなど積極的に講じ、真に信頼される信用金庫づくりに努めております。

日高信用金庫行動綱領

- **信用金庫の社会的使命と公共性の自覚と責任**
 1. 信用金庫のもつ社会的使命と公共性を常に自覚し、責任ある健全な業務運営の遂行に努める。
- **質の高い金融等サービスの提供と地域社会発展への貢献**
 2. 経済活動を支えるインフラとしての機能はもとより、創意と工夫を活かし、お客さま本位の業務運営を通じて、お客さまのニーズに応えるとともに、市民生活や企業活動に脅威を与えるテロ、サイバー攻撃、自然災害等に備え、セキュリティレベルの向上や災害時の業務継続確保などお客さまの利益の適切な保護にも十分配慮した質の高い金融および非金融サービスの提供等を通じて、地域経済・地域社会の発展に貢献する。
- **法令やルールの厳格な遵守**
 3. あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範に決してもとることのない、誠実かつ公正な業務運営を遂行する。
- **地域社会とのコミュニケーション**
 4. 経営等の情報の積極的、効果的かつ公正に開示し、広く地域社会とのコミュニケーションの充実を図る。また、当金庫を取り巻く幅広いステークホルダーとの建設的な対話を通して、社会からの理解と信頼を確保し、自らの価値向上を図る。
- **人権の尊重**
 5. すべての人々の人権を尊重する。
- **従業員の働き方、職場環境の充実**
 6. 従業員の多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を確保する。
- **環境問題への取組み**
 7. 資源の効率的な利用や廃棄物の削減を実践するとともに、環境保全に寄与する金融サービスを提供するなど、環境問題に積極的に取り組む。
- **社会参画と発展への貢献**
 8. 当金庫が社会の中においてこそ存続・発展し得る存在であることを自覚し、社会とともに歩む「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。
- **反社会的勢力との関係遮断、テロ等の脅威への対応**
 9. 社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力は、これを断固として排除し、関係遮断を徹底する。また、国際社会がテロ等の脅威に直面している中で、マネー・ローリング対策およびテロ資金供与対策の高度化に努める。

反社会的勢力に対する基本方針

当金庫は、社会の秩序や安全に脅威を与え、健全な経済・社会の発展を妨げる反社会的勢力との関係を遮断するため、以下のとおり「反社会的勢力に対する基本方針」を定め、これを遵守します。

1. 当金庫は、反社会的勢力との取引を含めた関係を遮断し、不当要求に対しては断固として拒絶します。
2. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対し、役職員の安全を確保しつつ組織として対応し、迅速な問題解決に努めます。
3. 当金庫は、反社会的勢力に対して資金提供、不適切・異例な取引および便宜供与は行いません。
4. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から警察、暴力追放運動推進センター、弁護士などの外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。
5. 当金庫は、反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対抗措置を講じる等、断固たる態度で対応します。

内部統制について

お客さま保護等管理方針

当金庫は、お客さまの自由な意思を尊重し、その資産、情報およびその他の利益を保護するため、以下に定める事項を誓約いたします。

1. お客さまとの取引に際しましては、法令等に従って金融商品の説明および情報提供を適切かつ十分にを行います。
2. お客さまからのご相談または苦情につきましては、適切かつ十分に取扱います。なお、ご相談または苦情の申し立ては、各営業店または下記の相談窓口までご連絡ください。
3. お客さまに関する情報につきましては、法令等に従って、適切に取得し、安全に管理いたします。
4. お客さまとの取引に関連して、当金庫の業務を外部委託することにつきましては、お客さまの情報その他お客さまの利益を守るため、適切に外部委託先を管理いたします。

5. お客さまとの取引にあたり、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理します。

※本方針において「お客さま」とは、「当金庫の利用者および利用者となるようとする方」を意味します。

※お客さま保護の必要性のある業務は、与信（融資）取引、預金等の受入れ、金融商品の販売、仲介、募集等のお客さまと当金庫との間で行われるすべての取引に関する業務です。

【ご相談・苦情の相談窓口】

日高信用金庫 経営管理部 コンプライアンス課

☎ 0120-078-390 FAX: 0146-22-0994

【住所】〒057-0013 浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2

【受付時間】当金庫営業日の午前9時～午後5時

利益相反管理方針

当金庫は、信用金庫法および金融商品取引法等を踏まえ、お客さまとの取引にあたり、本方針および当金庫が定める庫内規則に基づき、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引を適切に管理（以下「利益相反管理」といいます。）し、もってお客さまの利益を保護するとともに、お客さまからの信頼を向上させるため、次の事項を遵守いたします。

1. 当金庫は、当金庫がお客さまと行う取引を対象として利益相反管理を行います。
2. 当金庫は、以下に定める取引を利益相反管理の対象とします。
 - (1) 次に掲げる取引のうち、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
 - ① 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと行う取引
 - ② 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまと対立または競合する相手と行う取引
 - ③ 当金庫が契約等に基づく関係を有するお客さまから得た情報を不当に利用して行う取引

- (2) ①から③のほか、お客さまの利益が不当に害されるおそれのある取引
3. 当金庫は、利益相反管理の対象となる取引について、次に掲げる方法その他の方法を選択し、またこれらを組み合わせることにより管理します。

- ① 対象取引またはお客さまとの取引の条件または方法を変更する方法
- ② 対象取引またはお客さまとの取引を中止する方法
- ③ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に開示する方法
- ④ 対象取引に伴い、お客さまの利益が不当に害されるおそれがあることについて、お客さまに適切に対処できるその他の方法
4. 当金庫は、営業部門から独立した管理部署の設置および責任者の配置を行い、利益相反のおそれのある取引の特定および利益相反管理を一元的に行います。また、当金庫は、利益相反管理について定められた法令および庫内規則等を遵守するため、役員等を対象に教育・研修等を行います。
5. 当金庫は、利益相反管理態勢の適切性および有効性について定期的に検証します。

金融商品に係る勧誘方針

当金庫は、「金融サービスの提供に関する法律」に基づき、金融商品の販売等に際しては、次の事項を遵守し、勧誘の適正の確保を図ることとします。

1. 当金庫は、お客さまの知識、経験、財産の状況および当該金融商品の販売に係る契約を締結する目的に照らして、適正な情報の提供と商品説明をいたします。
2. 金融商品の選択・購入は、お客さまご自身の判断によってお決めいただけます。その際、当金庫は、お客さまに適正な判断をしていただ

くために、当該金融商品の重要事項について説明をいたします。

3. 当金庫は、誠実・公正な勧誘を心掛け、お客さまに対し事実と異なる説明をしたり、誤解を招くことのないよう、研修等を通じて従業員の知識の向上に努めます。
4. 当金庫は、お客さまにとって不都合な時間帯や迷惑な場所での勧誘は行いません。
5. 金融商品の販売等に係る勧誘についてご意見やお気づきの点等がございましたら、お近くの窓口までお問い合わせください。

苦情処理措置・紛争解決措置等の概要

詳細につきましては、当金庫ホームページに掲載しております。

当金庫は、お客さまからの問合せ・要望・相談・苦情・紛争等（以下「苦情等」という。）のお申し出に迅速・公平かつ適切に対応するため、金融ADR制度も踏まえ、内部管理態勢等を整備して苦情などの解決を図り、お客さまの信頼性の向上に努めます。

お客さまからの苦情等については、お取引のある営業店または以下の部署にご連絡ください。

●日高信用金庫 経営管理部 コンプライアンス課

☎ 0120-078-390

住所：〒057-0013

浦河郡浦河町大通2丁目31番地の2

【受付時間】当金庫営業日の午前9時～午後5時

【受付媒体】電話、手紙、面談

当金庫のほかに、全国信用金庫協会が運営する「全国しんきん相談所」並びに北海道信用金庫協会が運営する「北海道地区しんきん相談所」をはじめとする他の機関でも苦情等のお申し出を受け付けています。詳しくは上記経営管理部コンプライアンス課にご相談ください。

●全国しんきん相談所

電話番号：03-3517-5825

住所：〒103-0028 東京都中央区八重洲1-3-7

●北海道地区しんきん相談所

電話番号：011-221-3273

住所：〒060-0005 札幌市中央区北5条西5-2-5

【受付時間】信用金庫営業日の午前9時～午後5時 【受付媒体】電話、手紙、面談

札幌弁護士会（電話：011-251-7730）、東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）が設置運営する仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能です。

東京三弁護士会の仲裁センター等は、東京都以外のお客さまにもご利用いただけます。その際には、「現地調停」、「移管調停」の方法により、お客さまのアクセスに便利な東京以外の弁護士会の仲裁センター等を利用することもできます。なお、ご利用いただける弁護士会については、東京三弁護士会の仲裁センター等、全国しんきん相談所または当金庫経営管理部コンプライアンス課にお尋ねいただくか、東京三弁護士会、全国信用金庫協会および当金庫のホームページをご覧ください。

リスク管理

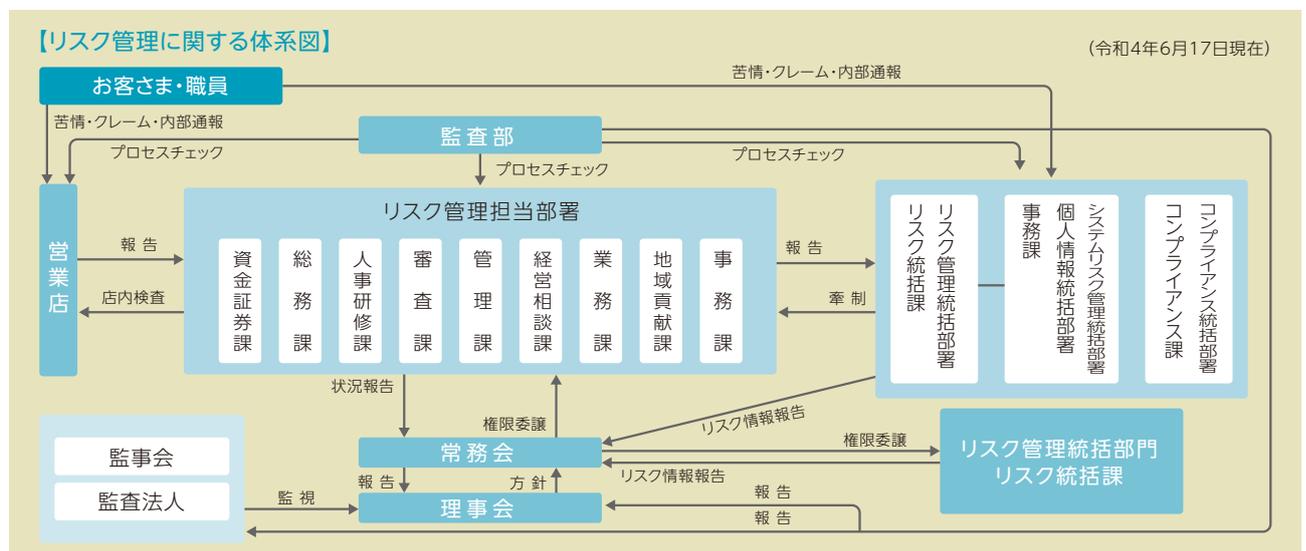
当金庫では、健全性の確保と収益性の向上を図るために、各種業務執行に伴い発生するさまざまなリスクを正しく把握するとともに、金融情勢の変化に対応できるように統合的に管理することにより、リスク管理態勢の強化と高度化に努めております。

業務執行に伴い発生するリスクを次のカテゴリーに区分しております。

信用リスク	信用リスクとは、企業や個人への貸出金が回収不能または利息取立不能になるリスクのことです。当金庫では、貸出資産の健全性を維持するために、審査管理体制の充実と強化を図り、貸出の事前審査、事後管理を通じて信用リスクの回避に努めております。また、内部研修の実施や外部研修へ職員を派遣し、担当者の資質向上も図っております。	
市場リスク	市場リスクとは、資産（貸出金、有価証券など）・負債（預金など）双方の金利変動に伴う「金利リスク」、株式や債券などの価格変動がもたらす「価格変動リスク」、外国為替相場の変動に伴う「為替リスク」などをいいます。市場リスクおよび流動性リスクなどの管理の重要性はますます拡大しており、当金庫では、これらのリスク回避のため、ALM委員会を設置して預貸金の金利、運用、調達の方針を策定するとともに、市場変化に対する損益への影響度を把握・管理しております。	
流動性リスク	流動性リスクとは、資産の運用と調達における期間のミスマッチや予期せぬ資金の流出等により、通常よりも高い金利での資金調達を余儀なくされることにより、損失を被るリスクをいいます。当金庫では、信金中央金庫へ支払準備金の預け入れをして、流動性リスク体制を確立しております。	
オペレーショナル・リスク	事務リスク	事務リスクとは、事務上のミスや不正による損失を被るリスクのことです。当金庫では、本部監査部門による本支店に対する定期的な臨店検査を実施する一方、本支店自らが行う月例店内検査の実施を義務付けているほか、日常の事務ミス防止のため内部規程を整備するなど、事故の未然防止のために万全の体制をとっております。
	システムリスク	システムリスクとは、コンピュータシステムの異常停止、誤作動などシステムの不備やコンピュータが不正利用されることにより損失を被るリスクのことです。当金庫において最も重要なオンラインシステムは、しんきん共同センターで管理運営されており、このシステムは、災害時に備え十分なバックアップ体制を整えております。
	法務リスク	法務リスクとは、多様な金融機関業務における諸取引・契約締結等の結果、お取引先や第三者からの損失の賠償を求められたり、トラブル・紛争が発生するリスクをいいます。また、法令等に違反しないまでも、不適切な行為を行ったとして信用が失墜したり、不適切な契約の締結により必要以上の義務を負うなど、金融機関としての不測の損失を被ることもあります。当金庫では、不測の損失発生を回避するとともに、適切な業務運営が行われるよう、経営管理部コンプライアンス課が法務リスク・コンプライアンスを統括し、重要な契約書や新商品・新業務の取組みに際してのチェックを実施しております。
	風評リスク	風評リスクとは、金融機関自身の行為や第三者の行為により生じた風評（良くないうわさ）の流布などによって損失を被るリスクをいいます。当金庫では、このリスクが他の各リスクと連動する重大性を認識し、発生要因となりうる各リスクの管理について一層の強化を図っています。また、お客さまからの苦情などに対して迅速やかな経営陣への報告はもとより、関連各部門での緊密な連絡・協議体制をとっております。
	有形資産リスク	有形資産リスクとは、災害や資産管理上の瑕疵などの結果、資産が毀損して損失を被るリスクをいいます。当金庫では、災害や資産管理上の瑕疵などによる資産の毀損を極力低減し、業務運営環境の維持を図るために適切な有形資産の管理を行っております。
	人的リスク	人的リスクとは、人材の流出、労務慣行や職場の安全管理上の過失、人事運営上の評価等に関する不公、セクシャル・ハラスメントなどによる差別的行為、メンタルヘルス、役職員の不正行為などにより損失を被るリスクをいいます。当金庫では、人材の確保および人材の育成などを前提としたうえで定義に基づくリスクを未然に回避し、円滑な業務を図るために適切な人的リスクの管理を行っております。

統合的なリスク管理を行うための組織体制

- リスクカテゴリー毎に評価されたリスクを総体的に捉え、自己資本と比較・対照する等の方法により統合的なリスク管理を行うために、統括部門を設置しております。
- 各リスクカテゴリーに統括部署と担当部署を定めて、各リスクの把握・確認・管理に努めております。



総代会

信用金庫は、会員同士の「相互信頼」と「互恵」の精神を基本理念に、会員一人ひとりの意見を最大の価値とする協同組織金融機関です。したがって、会員は出資口数に関係なく、一人1票の議決権を持ち、総会を通じて当金庫の経営に参加することとなります。しかし、当金庫では、会員数がたいへん多く、総会の開催は事実上不可能です。そこで、当金庫では、会員の総意を適正に反映し、充実した審議を確保するため、総会に代えて総代会制度を採用しております。

この総代会は、決算、取扱業務の決定、理事・監事の選任等の重要事項を決議する最高意思決定機関です。したがって、総代会は、総会と同様に、会員一人ひとりの意見が当金庫の経営に反映されるよう、会員の中から適正な手続きにより選任された総代により運営されます。また、当金庫では、総代会に限定することなく、日常の事業活動を通じて、総代や会員とのコミュニケーションを大切に、さまざまな経営改善に取り組んでおります。

第100期通常総代会の開催

令和4年6月17日、第100期通常総代会を開催し、次の報告事項および決議事項が原案どおり承認されました。
(総代総数80名：出席総代数80名、うち委任状によるもの64名)

- 報告事項
第100期業務報告、貸借対照表、損益計算書報告の件
- 監査報告
- 決議事項
第1号議案 剰余金処分案承認の件
第2号議案 理事及び監事の任期満了に伴う選任の件
第3号議案 理事及び監事の報酬限度額改正の件



地区総代懇談会の開催

地区総代懇談会は、年2回各地区にて開催し、理事長および専務理事、常務理事、常勤理事、常勤監事が出席して総代の皆さまと忌憚のない意見交換を行っております。

また、総代の皆さまから出されました意見は、経営に反映させるように努めております。

(注)新型コロナウイルス感染拡大に伴う緊急事態宣言の発令により、令和3年5月実施の地区総代懇談会の開催を中止しております。

日高信用金庫総代名簿

令和4年7月1日現在
定数80名：総数80名

浦河地区 定数20名 総数20名

上埜 哲男① 木田 尚孝⑧ 谷川 智幸④
三島 信男⑩ 木下 浩一⑧ 大針 光晴③
上田 正則⑨ 久保 佳幸⑥ 奥田宗一郎③
赤澤 正三⑧ 小西 俊充⑤ 福井 秀一②
橋本 茂雄⑧ 武田 豊⑤ 飛山小夜美①
大野 好彦⑧ 甲谷 賢一⑤ 種本 尚志①
小林 孝範⑧ 工藤 一康④

様似地区 定数10名 総数10名

工藤 仁⑨ 高橋 求幸⑧ 池田 博英④
酒井 健二⑨ 仲野 貢司⑧ 中村 康則④
山本 康仁⑨ 田中 正之⑦
島田 一省⑧ 鳥井 信男④

静内地区 定数17名 総数17名

河原 秀幸⑩ 不動 新作⑧ 嵐 仁⑤
藤沢 一雄⑨ 阿部 幸男⑦ 植村 訓浩⑤
落合 俊英⑧ 大森 康正⑦ 中村 泰徳②
長浜 和也⑧ 村田 修⑦ 不動雄一郎④
平野井 裕⑧ 佐藤 雅裕⑥ 出口 直冲①
土屋 祐喜⑧ 河田 貢⑤

えりも地区 定数9名 総数9名

大坂 庄吉⑥ 傳法 貴司④ 川村 一治③
坂田 充⑤ 砂原 孝敏④ 荒木 穰②
山形 弘⑤ 大場 文裕④ 藤田 靖①

三石地区 定数8名 総数8名

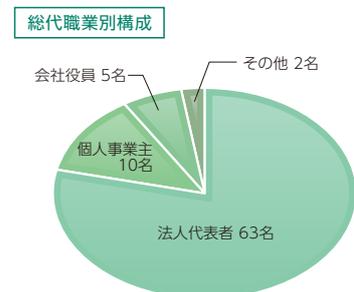
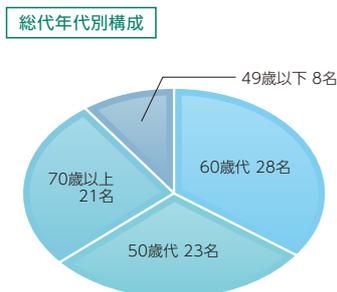
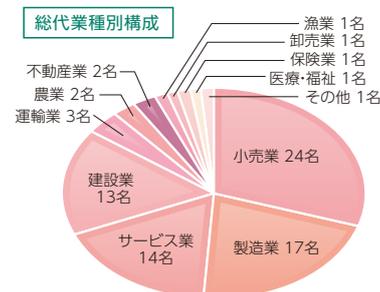
八木 一洋⑧ 馬場 陽介⑦ 山田 一郎②
中村 一重⑦ 中村 大志⑤ 中村 亨一②
秋田 満⑦ 田中 智也②

広尾地区 定数10名 総数10名

高坂 光則⑨ 中川 真範⑦ 石山 拓④
二口 繁⑨ 近藤 史和⑦ 堀田 真③
山本 満⑧ 亀田 卓司⑥
鍋木 真清⑦ 尾矢 利昭⑤

札幌地区 定数6名 総数6名

山口 志郎⑤ 小室 雄次③ 守屋 昌彦①
遠藤さとみ④ 細田 行洋② 濱中 和太①
(順不同、敬称略 氏名の後の数字は 総代への就任回数)



総代とその選任方法

総代の任期・定数

- 総代の任期は2年です。現総代の任期は令和6年6月30日までです。
- 総代の定数は80名で、会員数に応じて選任区域ごとに定められております。
なお、令和4年7月1日現在の総代数は80名で、会員数は10,032名(令和4年6月末)です。

総代候補者選考基準

1. 資格要件

- 金庫の会員であること
- 改選時現在75歳未満であること
なお、任期途中で上記年齢に達した場合でも任期を全うする

2. 適格要件

- 総代として相応しい見識を有している方
- 良識をもって正しい判断ができる方
- 地域における信望が厚く、総代として相応しい方
- 当金庫の地区内に居住し、人縁関係が深い方
- 行動力があり、積極的な方
- 人格、識見に優れ、当金庫の発展に寄与していただける方
- 金庫の理念・使命をよく理解し、金庫との緊密な取引関係を有する方

3. 構成要件

- 総代候補者の職業は、特定の業種に偏らないよう考慮する
- 総代候補者の年齢構成は、広範になるよう考慮する

4. その他

上記のほか、別に定める「総代の辞任に関する基準」の2.の各項目に該当する者は総代候補者から除外する

総代の選任方法

総代は、会員の代表として、会員の総意を当金庫の経営に反映する重要な役割を担っております。
そこで総代の選考は、総代候補者選考基準に基づき次の3つの手続きを経て選任されます。

- 会員の中から総代候補者選考委員を選任する
- その総代候補者選考委員が総代候補者を選考する
- その総代候補者を会員が信任する(異議があれば申し立てる)

総代の辞任に関する基準

1. 辞任

- 総代から、一身上の都合又はその他の理由により辞任の申出があり、事情やむを得ないと認められる場合
- 総代が死亡した場合

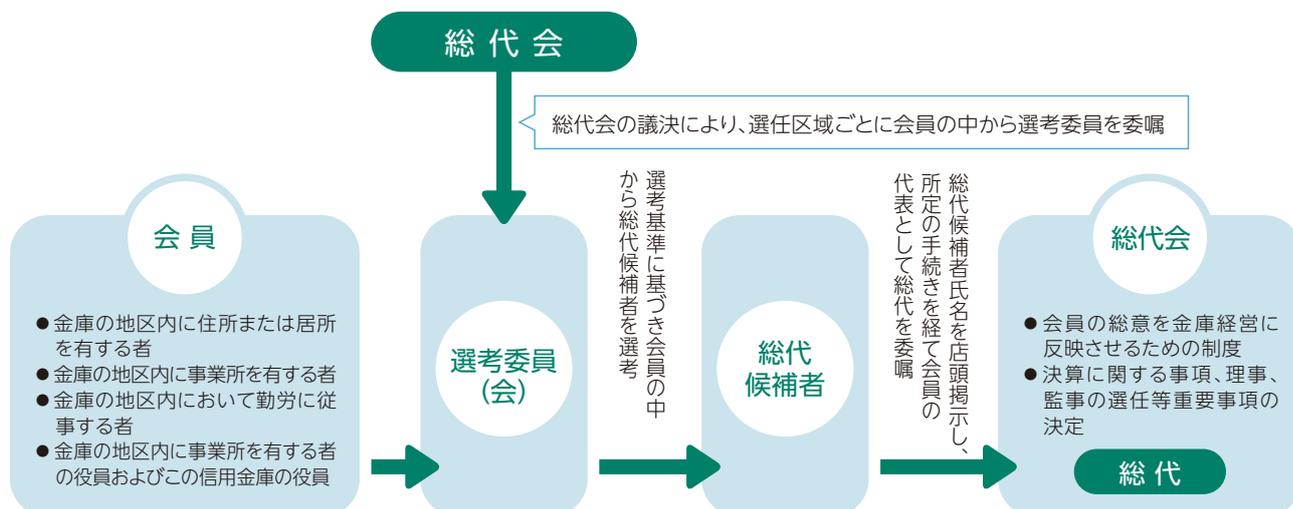
2. 辞任勧告

総代に次の事情が発生した場合で自ら辞任の申出をしない時は、理事長は、理事会に諮ったうえ当該総代に対し辞任を勧告する場合があります。

- 禁錮以上の刑に処せられたとき(執行猶予を含む)
- 当金庫の事業の執行を妨げ、又は当金庫の信用を失墜させる行為をしたとき
- 反社会的と認められる行為を行った場合等、一般の批判を受けるような行動をしたとき
- その他、上記に準ずる行為をしたとき

総代が選任されるまでの手続きについて

地区を7区の選任区域に分け、選任区域ごとの会員数に応じて総代の定数を定めています。



中小企業の経営の改善および地域の活性化のための取組み状況 (地域密着型金融推進計画)

1. 中小企業の経営支援に関する取組み方針

当金庫は、地元金融機関として地域への円滑な資金供給にとどまらず、地域経済の活性化、地域の持続的発展に貢献していくことが使命であると捉え、地域密着型金融を恒久的な重点課題として取り組むこととしています。

具体的には、取引先企業への経営支援や創業・新規事業への支援のため、当金庫のコンサルティング機能の強化、関係機関との連携を図っています。

2. 中小企業の経営支援に関する態勢整備の状況

- 平成24年12月21日付で、中小企業経営力強化支援法に基づく『経営革新等支援機関』として認定を受けました。
- 地域の面的再生を促進する観点から、地域の関係者の力を総動員して中小企業の経営改善や再生を促す環境を整備することを目的とし、北海道財務局、北海道経済産業局、自治体、北海道中小企業再生支援協議会、政府系金融機関、地域金融機関、経営支援機関、専門家等が連携する『北海道中小企業支援ネットワーク』の構成機関として、平成24年9月20日付で登録しました。
- また、北海道が主管となり、地元金融機関や商工団体等の関係機関の連携を一層強化し、地域の特性や企業ニーズに応じて、きめ細やかに経営改善や事業再生の支援を目的とした、『地域中小企業支援ネットワーク』の構成機関として、平成25年5月14日付で登録しました。
- さらに、当金庫が主体となって、地域の関係機関の連携を一層密にするために、平成25年5月17日付で『ひだかしんきん地域支援ネットワーク』を構築し地域の中小零細企業やお取引先の経営改善や事業再生に向けた支援態勢を整備しています。

3. 中小企業の経営支援に関する取組み状況

【創業・新規事業開拓の支援】

- 創業や新規事業への展開を考えている先へ、積極的なアプローチを展開しました。結果、融資支援は18先645百万円の取扱い実績となりました。また、当金庫創立100周年記念事業の一環として実施した新規創業者への助成金事業は20先6百万円の交付となりました。そのうち、当金庫から開業資金2件6百万円の取扱いがありました。

【成長段階における支援】

- 事業拡大等に向けた資金需要に対応するため、事業価値を見極める融資手法（不動産担保や個人保証に過度に依存しない融資）を積極的に活用しました。なお、流動資産担保融資（ABL）における融資実績は7件112百万円の実績となりました。

【経営改善・事業再生等支援】

- 経営改善支援機能のひとつとして、中小企業・小規模事業ワンストップ総合支援事業や小規模企業持続的発展支援事業の相談窓口等を活用した外部専門家派遣は、22先で延べ54回の派遣実績となりました。内容は、事業承継9先23回、経営改善3先7回、コロナの影響による支援6先15回、人事・労務および販路開拓等4先9回です。また、経営相談課主導による顧客訪問は、経営改善支援3先14回、事業承継4先4回、コロナの影響による支援1先1回、経営改善サポート等5先10回の実施となりました。
- 令和4年3月末現在、経営改善支援先は12先となっています。

4. 地域活性化に関する取組み状況

【地域交流会の開催】

- 新型コロナウイルスの影響により、今年度の開催はありませんでしたが、今後も地域の情報収集を図ることを目的とした「地域交流会」、若い世代の情報交換、連絡、懇親を目的とした「若手職員地域交流会」を開催していきます。開催時には各町の役場、商工

会議所、商工会、漁業組合等の情報交換、人的交流を図っていきます。

- 地域の様々な課題を共有し、情報交換をするために、浦河町と様似町の「夏いちご・すずあかね」の規格外品を活用した「新商品サポート事業」では、浦河町の菓子店3店舗の協力参加をいただきました。

【包括連携協定事業】

- 日高地域の活性化に向け、北海道日高振興局との包括連携協定に基づき、「日高・胆振 食のブランド・ステップアップ相談会」の後援、「新型コロナウイルス感染症に係るまん延防止等重点措置」の周知や「Go To Eat食事券」の販売協力など、各種事業を推進しました。

【地方創生】

- 様似町、浦河町、広尾町、えりも町、新ひだか町、新冠町と「まちづくりに関する包括連携協定書」の締結を終えております。今後は事業連携や人材交流に向けて各町と協議します。
- 住み慣れた地域で安心して日常生活が送れるよう、各町と連携して地域の見守り支援を行う活動を、様似町、広尾町、えりも町、浦河町、新ひだか町、新冠町と協定を締結しております。
- 札幌方面浦河警察署との「地域との安全・安心」に関する協定書の締結を終え、特殊詐欺等の金融犯罪への情報共有を整備してまいります。

5. 地域貢献活動

【金融経済教育の推進】

- えりも町、様似町の小学校で「お金の教育」を授業として実施しました。
- インターンシップの引受実績3校（静内高等学校、浦河高等学校、広尾高等学校）
- 地元中学校主催の「総合的な学習」にて、金融機関の仕事に関する取材を受け、生徒たちの研究発表会で紹介されました。
- 高齢者等へは金融被害の未然防止のため、各営業店で行う行事毎に啓蒙活動を行いました。

【環境整備事業】

- 各町へ植樹（桜）の寄贈を行いました。
- 各町の清掃活動を当金庫従業員一同で行いました。

【社会福祉事業】

- 各町の保育所へ遊具等の寄贈を行いました。

【青少年育成事業】

- 少年野球大会は、新型コロナウイルスの影響により、本年度は中止しました。
- 各町へ児童図書（絵本）の寄贈を行いました。

【学生モニター制度】

- 令和3年度は新たに3名の学生モニターを委嘱し合計で17名となりました。
- 年3回のレポート提出では、「理想の働き方」「過疎化による問題点および対応策」などをテーマとして、若い世代からの金庫業務を含む地元地域に対する貴重な意見を多数いただきました。

【特別奨学金（カムバック・JIMOTO）】

- 大学などへ進学後、Uターンを志向する学生をバックアップし、地元発展の貴重な担い手となってもらうことを目的に新たな事業を始めました。
- 令和3年度に給付した人数は16名となりました。

経営改善支援の取組み実績【令和3年4月～令和4年3月】

(単位:先、%)

	期初 債務者数	うち経営改善支援 取組み先数	Bのうち期末に 債務者区分が ランクアップした先数	Bのうち期末に 債務者区分が 変化しなかった先数	Bのうち 再生計画を 策定した先数	経営改善支援 取組み率	ランクアップ率	再生計画 策定率
	A	B	C	D	E	B / A	C / B	E / B
正 常 先 ①	804	47		42	3	5.8		6.3
要 注 意 先	うちその他要注意先②	170	12	31	14	30.0	23.5	27.4
	うち要管理先③	3	—	—	1	66.6	—	50.0
破 綻 懸 念 先 ④	110	58	3	53	33	52.7	5.1	56.8
実 質 破 綻 先 ⑤	11	10	—	9	—	90.9	—	—
破 綻 先 ⑥	8	4	—	4	—	50.0	—	—
小 計 ② ～ ⑥	302	125	15	97	48	41.3	12.0	38.4
合 計	1,106	172	15	139	51	15.5	8.7	29.6

(注) 1. 債務者数、経営改善支援取組み先数は、取引先企業(個人事業主含む)で、地方公共団体および個人ローン・住宅ローンなどの先は含めておりません。
 2. 経営改善支援取組み先で期中に返済を完了した債務者は、ランクアップほかの項目には含めておりません。
 3. 「要管理先」から「その他要注意先」に移行した場合はランクアップ、「その他要注意先」から「要管理先」に移行した場合は「ランクダウン」として区分しております。
 4. 期中に新たに取引を開始した取引先は本表には含めておりません。

「経営者保証に関するガイドラインの活用状況」等の開示

「経営者保証ガイドライン」への取組み

当金庫では、「経営者保証に関するガイドライン」の趣旨や内容を十分に踏まえ、お客さまからのお借入れや保証債務整理の相談を受けた際に真摯に対応するための態勢を整備しています。

また、経営者保証の必要性については、お客さまとの丁寧な対話により、法人と経営者の関係性や財務状況等の状況を把握し、同ガイドラインの記載内容を踏まえて十分に検討するなど、適切な対応に努めています。

なお、令和3年度に当金庫において、新規に無保証で融資した件数は180件、新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合は20.11%、保証契約を解除した件数は59件、同ガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数(当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)は0件です。

(単位:件、%)

	令和2年度	令和3年度
新規に無保証で融資した件数	264	180
新規融資に占める経営者保証に依存しない融資の割合	19.36	20.11
保証契約を解除した件数	60	59
経営者保証に関するガイドラインに基づく保証債務整理の成立件数 (当金庫をメイン金融機関として実施したものに限り)	0	0

創立100周年記念事業

大正10年4月13日の設立時から地域の皆さまに支えられ、令和3年4月13日に100周年を迎えることができました。

長きにわたり当金庫をご愛顧いただいている皆さまへ感謝の意を込めて、28の記念事業を企画しましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響から記念式典の中止やお客さま向け記念旅行などを延期し、結果として18事業を実施いたしました。

なお、延期とした事業については、今後の新型コロナウイルスの感染状況を見ながら実施を検討してまいります。

各自治体への寄付金贈呈

地域振興に役立てていただくため、新冠町、新ひだか町、浦河町、様似町、えりも町、広尾町の6町へ各1,000万円（計6,000万円）寄付しました。



新冠町



新ひだか町



浦河町



様似町



えりも町



広尾町

地域応援企画「なないろチケット」

「第33回懸賞金付定期預金」および「第34回懸賞金付定期預金」では、従来からの懸賞金に加え、企画にご賛同いただいた7町（新冠町・新ひだか町・浦河町・様似町・えりも町・広尾町・大樹町）の飲食店や宿泊施設で利用できる「なないろチケット」を製作し、それぞれ550名の方に進呈しました。



「第33回懸賞金付定期預金」なないろチケット抽選の様子



「第34回懸賞金付定期預金」なないろチケット抽選の様子

新規創業者向け助成金



7町(新冠町・新ひだか町・浦河町・様似町・えりも町・広尾町・大樹町)において新規創業・起業する方を応援するため「新規創業者向け助成金」事業を実施しました。



店舗別交付件数(全20件)	
店舗	交付件数
本店営業部	3件
静内支店	5件
三石支店	2件
様似支店	6件
えりも支店	1件
広尾支店	2件
堺町支店	1件

お客さま感謝デー

創立記念日である4月13日に「お客さま感謝デー」を実施し、常勤役員および店舗長が来店者へ記念品を贈呈しました。



本店営業部



静内支店



三石支店



様似支店



えりも支店



堺町支店



札幌支店



広尾支店

ひだかしんきん金融学校

地域の子ども達にお金についての知識や大切さを学んでもらうことを目的として、小学校3年生から6年生を対象に「ひだかしんきん金融学校」を各店舗で実施しました。



本店営業部



静内支店



三石支店



様似支店



えりも支店



広尾支店

クリーンアップデー

地域への感謝を表す事業として、全店一斉の清掃活動を実施しました。



本店営業部



静内支店



三石支店



様似支店



えりも支店



広尾支店



堺町支店



札幌支店

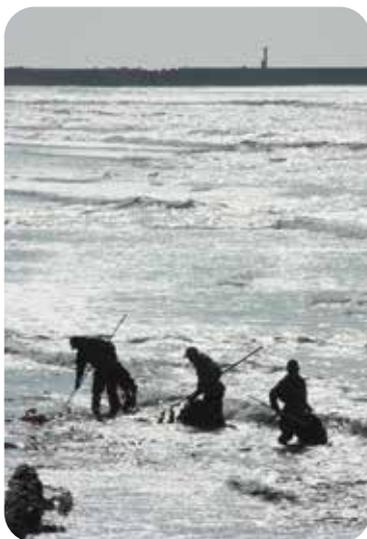
フォトコンテスト

当金庫の営業エリアの魅力を伝える写真を皆さまから募集しました。125点のご応募をいただき、18点の入賞作品を決定しました。入賞作品は当金庫カレンダーや本ディスクロージャー誌に採用しております。

その他の入賞作品は当金庫ホームページをご覧ください。

【最優秀賞】

「光までの道しるべ」
チヨン テイトウ チャン氏



【優秀賞】

「変わらない、景色」
加藤 沙季氏

【優秀賞】

「さあ、立ってごらん」
佐々木 敏氏



特別奨学金《カムバック・JIMOTO》

大学などへ進学後、地元へのUターンを考えている学生を応援するため創設しました。

令和3年度は浦河高校6名、静内高校4名、えりも高校2名、広尾高校4名の進学する学生計16名に給付しました。

地域貢献事業・ボランティア活動等

当金庫は地域の皆さまとの関わりを大切にし、本業である金融業務以外にも、社会福祉や環境整備、青少年育成などに積極的に取り組んでおります。

記念植樹・桜

創立90周年からの継続事業である植樹を、創立100周年を記念し「記念植樹・桜」として実施しました。

寄贈先	植樹場所	樹種
新冠町	にいかっぱホロシリ乗馬クラブ	エゾヤマザクラ
新ひだか町	緑のふるさと「温泉の森キャンプ場」	エゾヤマザクラ
浦河町	うらかわ優駿ビレッジAERU中庭	アーコレド、しだれ桜
様似町	様似町栄町	ソメイヨシノ
えりも町	庶野さくら公園	エゾヤマザクラ
広尾町	認定こども園 ひろお保育園	エゾヤマザクラ



新冠町



浦河町



広尾町

社会福祉器具等の寄贈

創立90周年からの継続事業として、各町へ社会福祉器具等を寄贈しました。



新ひだか町



様似町

寄贈先	寄贈品
新冠町	ポータブル緊急電源
新ひだか町	児童遊具
浦河町	幼児用具
様似町	幼児用具
えりも町	パーティション (仕切り板)
広尾町	非接触型検温消毒器

ひだかしんきん文庫

子供たちの考える力や想像力を高める一助となれるよう、児童図書を各町へ寄贈する「ひだかしんきん文庫」事業を実施しました。



新冠町



えりも町

寄贈先	寄贈場所
新冠町	新冠町レ・コード館 図書プラザ
新ひだか町	新ひだか町図書館
浦河町	浦河町立図書館
様似町	様似町立様似図書館
えりも町	えりも町 福祉センター図書室
広尾町	広尾町立図書館

お金の授業

小学校1、2年生を対象として、お金の種類やお小遣い帳のつけ方等の「お金の授業」を実施しました。



様似小学校実施時



えりも小学校実施時

インターンシップ

地元の高校生に向けて、就業体験学習（インターンシップ）や、企業実習などを実施しました。



企業実習：浦河高校（人事研修課）



就業体験学習：広尾高校（広尾支店）

文化活動への協賛

北海道農民管弦楽団による第28回定期演奏会「浦河公演」に協賛しました。同演奏会は、当金庫創立100周年記念コンサートとして浦河町総合文化会館で開催されました。



演奏会の様子



ポスター

ボランティア活動

清掃活動や交通安全啓発活動、地域のイベント等への参加を通じて、地域の皆さまと交流を図っています。

項目	主な内容	延べ回数
清掃活動	道路沿いのゴミ拾い、花壇整備、公園の草取り	16回
交通安全	交通安全街頭啓発、車両パレードへの参加	6回
イベント	地域のイベント、就職支援イベントへの参加	12回



交通安全街頭啓発（本店営業部・本部）



新ひだか町・青葉保育園のハロウィンイベント（三石支店）



「高校生と働く大人の放課後トーク」（静内支店・本部）
〔写真提供：日高中部通年雇用促進協議会〕

農業支援

農業振興の一環として、浦河町および様似町の地場産品である夏いちご「すずあかね」の規格外品に付加価値を生み出すため、冷凍いちごを浦河町内の3つの企業へ寄贈し、商品開発を依頼する「新商品開発に係るサポート事業」を実施しました。



新商品は、7月15日に浦河町で行われた「第2回夏いちごレシピコンテスト」で初披露し、8月2日には同町の特別アドバイザー「B・B」と当金庫職員でPR活動を実施しました。



PR活動時の様子

企業	新商品
梅月堂手取菓子舗	すずあかねのいちごタルト(写真①左) すずあかねのいちごクレープ(写真①中央) すずあかねのいちごパイ(写真①右)
パティスリーラピラータ	パート・ド・フリユイ(写真②)
ぱんぱかぱん	いちごとオートミールのクッキー(写真③左) すずあかねとホワイトチョコのスコーン(写真③右)

札幌方面浦河警察署との「地域の安全・安心に関する協定」締結

札幌方面浦河警察署管内において、不審者の出没や飲酒運転(悪質運転)等への見守りを強化するため、同署と「地域の安全・安心に関する協定」を締結しました。

この協定のもと、特殊詐欺防止に係る啓発活動を本店営業部、様似支店、えりも支店の3店舗で行いました。



協定締結時の様子



特殊詐欺防止に係る啓発活動(本店営業部)

包括連携協定事業

「まちづくりに関する包括連携協定」を結ぶ各団体と連携し、下記の事業を行いました。

団体	事業等
日高振興局	「食材・加工食品買って応援!」への協賛 「日高・胆振 食のブランド・ステップアップ相談会」への協賛 新型コロナウイルス感染症対応への周知(ポスター掲示)の協力
浦河町	浦河町特別アドバイザー「B・B」との特殊詐欺防止に係る啓発活動
様似町	アポイドリームプロジェクト(ジオFRIDAY、高山植物苗の再植等)
えりも町	清掃活動(えりも岬展望台周辺および駐車場)
広尾町	「ひろおサンタカード」への寄贈



「B・B」との特殊詐欺防止に係る啓発活動(堺町支店前)



ジオFRIDAY(様似支店)



「ひろおサンタカード」寄贈式

当金庫のあゆみ

大正

昭和

- 10年 4月 有限責任浦河信用組合設立
初代組合長北川貞七就任、組合員数150名
- 6年 9月 創立10周年を記念し、祝賀活動写真会を開催
- 10年 4月 組織変更にて、保証責任浦河信用組合となる
- 16年 3月 創立20周年、期末預金残高344,023円、
貸出金残高94,301円、出資金65,118円、
組合員数530名
- 19年 3月 市街地信用組合法に基づき、浦河信用組合に
組織変更
- 24年10月 幌泉、様似、荻伏、三石、静内の各町村に営業地区拡張
- 25年 4月 中小企業等協同組合法に基づき、浦河信用組合に
組織変更
- 9月 様似支所オープン
- 27年 2月 信用金庫法により「日高信用金庫」と組織変更
並びに名称変更
- 5月 新冠郡新冠村に営業地区拡張
- 7月 幌泉支店オープン
- 8月 静内支店オープン
- 28年 4月 三石支店オープン
- 30年10月 本店新築落成、創立35周年記念式典挙行
- 33年 4月 広尾郡広尾町に営業地区拡張
- 5月 広尾支店オープン
- 36年 7月 創立40周年記念式典挙行
- 11月 歌笛出張所オープン
- 39年 2月 幌泉町指定金融機関の指定受く
- 42年 3月 浦河町指定金融機関の指定受く
- 6月 三石町指定金融機関の指定受く
- 44年11月 本店店舗新築落成並びに創立50周年記念式典挙行
- 45年10月 幌泉支店、町名改称により「えりも支店」と改称
- 48年 5月 広尾郡大樹町、忠類村に営業地区拡張
- 49年 4月 様似町指定金融機関の指定受く
- 50年10月 北海道信金共同事務センター加盟、
本店営業部普通預金オンライン化実施
- 53年12月 日本銀行と当座預金取引開始
- 54年12月 日本銀行蔵入代理店として本店営業部指定受く
- 55年11月 山手支店オープン
- 56年10月 北海道信金共同事務センター新総合オンライン
システムへ移行
- 10月 創立60周年記念式典挙行
- 12月 「現金自動預金払出機(ATM)」本店営業部に導入
- 57年 9月 堺町支店オープン
- 58年10月 証券業務の国債窓口販売の取扱開始
- 59年 6月 本店営業部が日本銀行国債代理店の事務取扱開始
- 10月 大通支店オープン
- 12月 預金残高500億円達成
- 61年 1月 浦河町役場内に店舗外ATM設置
- 62年11月 浦河赤十字病院内に店舗外ATM設置
- 63年10月 北海道信金共同事務センター第三次オンライン
システムへ移行
- 12月 歌笛出張所店舗新築オープン
- 2年 4月 静内支店店舗新築オープン
- 3年10月 創立70周年記念式典挙行
- 4年 3月 創立70周年記念事業「地元還元寄付」実行
(新冠、静内、三石、浦河、様似、えりも、広尾の各町
に、1町当たり、500万円、総額3,500万円の寄付)
- 8月 歌笛出張所が歌笛支店に昇格
- 8年 2月 浦河赤十字病院へ在宅介護巡回車および介護機器寄贈
- 9年 5月 平成8年度の消防関係車両寄贈
(日高東部消防組合えりも支署)
- 10年 1月 平成9年度の消防関係車両寄贈
(南十勝消防事務組合広尾消防署)
- 7月 平成10年度の消防関係車両寄贈
(日高中部消防組合静内消防署)

平成

平成

- 11年 2月 西暦2000年問題対策委員会発足
- 9月 為替集中システム運用開始
- 10月 平成11年度の消防関係車両寄贈
(日高中部消防組合三石支署)
- 12年12月 平成12年度の消防関係車両寄贈
(日高中部消防組合新冠支署)
- 13年 8月 保険窓販業務取扱開始
- 9月 預金残高1,000億円達成
- 10月 平成13年度の消防関係車両寄贈
(日高東部消防組合浦河消防署)
- 11月 創立80周年記念式典挙行
- 14年 8月 コンピュータシステムを汎用機からPCサーバーへ入替
- 10月 生命保険窓販業務取扱開始
- 10月 平成14年度の消防関係車両寄贈
(日高東部消防組合様似支署)
- 12月 パセオ堺町店内に店舗外ATM設置
- 15年 3月 当金庫ホームページを公開
- 7月 マックスパリュ静内店内に店舗外ATM設置
- 10月 三石支店移転オープン
- 16年 7月 「しんきんビジネス・マッチングサービス」取扱開始
- 11月 決済用普通預金取扱開始
- 17年10月 印鑑照合システム導入
- 18年 2月 WEBバンキング取扱開始
- 7月 (株)北海道しんきん情報サービスが替発信業務委託
- 8月 札幌事務所オープン
- 19年 7月 歌笛支店営業終了、歌笛出張所ATM稼働開始
- 9月 札幌支店オープン
- 21年 7月 北海道日高支庁(現北海道日高振興局)との
包括連携協定締結
- 7月 為替集中システムスキャナー方式へ移行
- 9月 共通印鑑制度導入
- 22年 8月 新ひだか町静内地区および様似町の店舗統廃合
を実施し、山手支店および大通支店営業終了
- 23年 3月 視覚障がい者対応ハンドセット付ATM導入開始
- 3月 日高信用金庫学生モニター制度創設
- 10月 創立90周年記念式典挙行
- 24年 3月 歌笛出張所ATM稼働終了
- 11月 ICキャッシュカード取扱開始
- 12月 「経営革新等支援機関」として認定受く
- 25年 2月 しんきん電子記録債権サービス取扱開始
- 5月 「ひだかしんきん地域支援ネットワーク」設立
- 27年 3月 視覚障がい者対応ハンドセット付ATMを
全てのATMで導入
- 4月 地方創生サポート室設置
- 28年 7月 様似町との包括連携協定の締結
- 11月 広尾支店店舗新築オープン
- 30年 8月 相続支援システム導入
- 9月 浦河町との包括連携協定の締結
- 10月 営業支援システム導入
- 元年11月 ひだかしんきん通帳アプリ取扱開始
- 2年 4月 広尾町との包括連携協定の締結
- 6月 えりも町との包括連携協定の締結
- 3年 1月 新ひだか町との包括連携協定の締結
- 2月 新冠町との包括連携協定の締結
- 3月 預金残高1,500億円達成
- 4月 創立100周年(記念式典は新型コロナウイルス感染症
拡大防止から中止)
- 10月 札幌支店リニューアルオープン
- 4年 2月 札幌方面浦河警察署との包括連携協定の締結
- 3月 創立100周年記念事業「地元還元寄付」実行(新冠、
新ひだか、浦河、様似、えりも、広尾の各町に、
1町当たり、1,000万円、総額6,000万円の寄付)

令和

